申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

認可等の内容	栃木市勤労者体育センター利用の承認
は余等及び条項	栃木市勤労者体育センター条例第5条
根拠条項	未設定
型 設定等年月日 理 期	平成 年 月 日設定
	平成 年 月 日最終変更
標準処理期間	
根拠条項	栃木市勤労者体育センター条例第5条及び第6条
参考事項	栃木市勤労者体育センター条例施行規則
設定等年月日	平成22年 3月29日設定
	平成29年 4月 1日最終変更
	は会等及び条項 根拠条項 設定等年月日 標準処理期間 根拠条項 参考事項

【基準】

栃木市勤労者体育センター条例抜粋

(利用の承認)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付する ことができる。

(利用承認の制限)

査基

準

審

第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を 承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は備品(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。